

特定非営利活動法人の 指定申出・運営等の手引き

横浜市行財政局共創推進課

令和8年4月改定版

この冊子では、横浜市の指定NPO法人制度及び制度に関する書類等についてご案内しています。
他の都道府県及び市町村の同様の制度については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

＜略称一覧＞

この冊子では、次の略称を使用しています。

- NPO 法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- 指定 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第2条の指定
- 指定 NPO 法人 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人
- 認定 特定非営利活動促進法第44条第1項の認定
- 特例認定 特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定
- 認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）

目次

1	指定NPO法人制度の概要	1
	・指定NPO法人制度とは	1
	・指定NPO法人になるメリット	2
	参考 認定・指定NPO法人制度の関係（概要）	3
2	指定NPO法人になるための基準等	4
3	指定申出の手続きについて	7
	・事前相談について	7
	・指定の申出の受付について	7
	・指定を受けるまでの期間について	7
	・指定NPO法人の公表について	8
	・申出に必要な書類の入手について	8
	・書類の提出先について	8
4	指定後に必要な各種手続等について	9
	・書類の提出、備置き及び情報公開等	9
	・指定の更新の手続き	13
	・寄附者への必要書類の交付等	15
5	指定NPO法人に対する監督等	16
	○様式・書式記載例（新規申出書類）	19
	○様式・書式集（指定後の書類）	57

1 指定NPO法人制度の概要

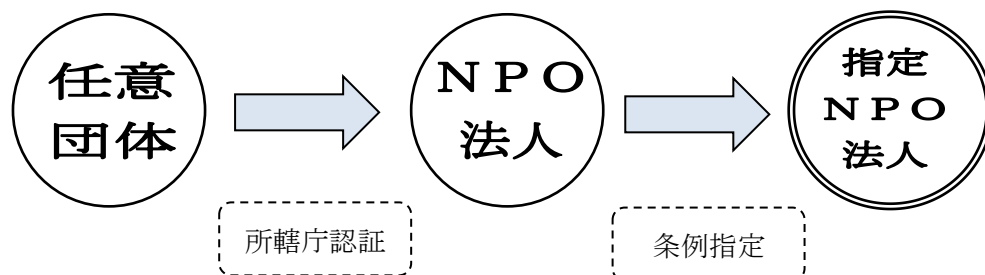
指定NPO法人制度とは

NPO法人に対する市民の皆さまの寄附を促進し、NPO法人の財政基盤の強化と活動の一層の充実を図ることを目的とした制度です。

横浜市の条例において「住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（指定NPO法人）」として指定されると、その法人に寄附をした市民の方は、個人住民税の税額控除を受けられます。また、認定NPO法人になるための要件の一つである公益要件（パブリックサポート）を満たすことができます。

指定NPO法人になるためには、一定の要件の審査を受けた後、横浜市の条例で個別に「指定」される必要があります。

※指定NPO法人は、5年ごとに指定の更新手続をする必要があります。





指定NPO法人になるメリット

その1 寄附者に対する税制上の優遇措置

指定NPO法人に寄附をした市民の方は、当該寄附金の8%^(注1)が市民税の税額控除の対象となります。その結果、寄附金を集めやすくなります。

当該NPO法人が神奈川県指定も受ける場合は、当該寄附金の2%^(注2)が県民税の税額控除の対象となり、合わせて10%の税額控除の対象となります。

さらに、当該NPO法人が認定NPO法人になると、寄附者は個人住民税の控除に加え当該寄附金の40%の所得税税額控除又は所得控除（いずれかの選択制^(注3)）も受けることができます。

寄附金に対する税額控除割合

		認証NPO法人	指定NPO法人			認定NPO法人	
国税	所得税	×	×			○	40%
地方税	県民税	×	○	2%	10%	○	10%
	市民税	×	○	8%			

(注1) 原則、(寄附金(所得金額の30%相当額が限度) - 2千円) × 8% を市民税から控除

(注2) 原則、(寄附金(所得金額の30%相当額が限度) - 2千円) × 2% を県民税から控除

(注3) 原則、税額控除の場合：(寄附金(総所得金額の40%相当額が限度) - 2千円) × 40% を所得税額から控除(所得税額の25%相当額が限度)

所得控除の場合：寄附金(総所得金額の40%相当額が限度) - 2千円を総所得金額等から控除

※寄附金は、指定NPO法人になった年の1月1日まで遡って、控除対象となります。

※個人住民税は、寄附をした年の翌年度の税額から控除されます。

その2 認定NPO法人になるための公益要件のクリア

横浜市内のみに事務所のあるNPO法人は、神奈川県又は本市の条例で指定を受けると、認定NPO法人になるための公益要件(パブリックサポートテスト)を満たすことができます。

認定NPO法人の要件

1 公益要件 (①~③のいずれかを満たすこと)

① 相対値基準：経常収入額における寄附金等収入額の割合が5分の1以上

② 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上

③ 条例で指定するNPO法人であること

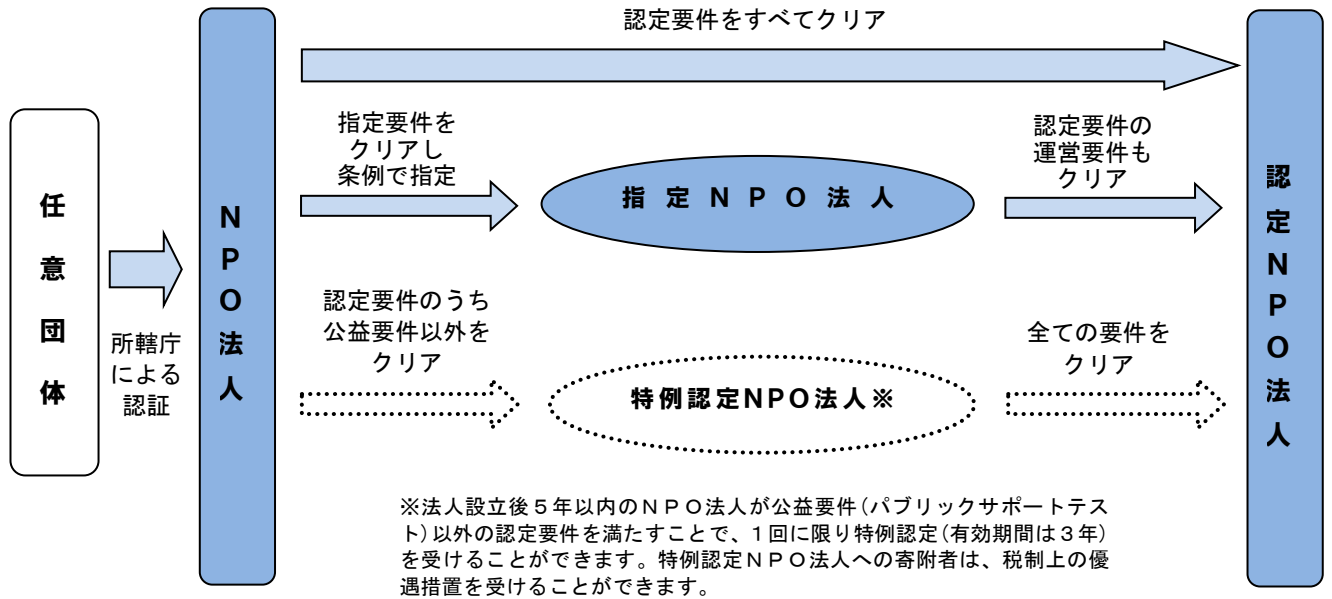
2 運営要件

運営組織及び経理、事業活動、情報公開等

*認定NPO法人とは

NPO法人への寄附を促す税制上の制度により認められているもので、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けている法人。

☆参考：認定・指定NPO法人制度の関係（概要）



	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内で活動するNPO法人	市内にのみ事務所を有するNPO法人
2 要件	(1) 公益要件 「神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること」又は「地域等の課題解決に資する活動を行っているものであって、当該法人以外のものから支持されている実績があるもの」 (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(ア～ウのいずれかを満たすこと) ア 相対値基準：経常収入額における寄附金等収入額の割合が5分の1以上 イ 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 事務所のある自治体の条例で指定を受けたNPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等 ※特例認定NPO法人は、(2)運営要件のみ
3 審査	書面審査に加え、 ・法人事務所等での調査 ・市民協働推進委員会への諮問 ・提出書類の市民の方への公開(縦覧)等を実施	書面審査に加え法人事務所等での調査を実施
4 税の優遇措置	個人が寄附をした場合 当該寄附金から2千円を控除した金額に対し、8%が市民税から控除 ※当該法人が県の指定も受ける場合は、当該寄附金から2千円を控除した金額に対し、2%が県民税から控除。市民税と合わせ10%の税額控除が受けられる	(1) 個人が寄附をした場合 所得控除又は当該寄附金から2千円を控除した金額に対し、40%が所得税から控除、8%が市民税から控除、2%が県民税から控除(最大で寄附金額の約50%が税額控除) (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が認められる (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税となり、課税対象額が減るため、相続税が軽減 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる ※特例認定NPO法人は、(3)、(4)の適用なし
5 有効期限	5年ごとの更新制	5年ごとの更新制 (特例認定NPO法人は、3年間・更新無し)
6 その他	認定要件の一つである公益要件(パブリックサポートテスト)を満たす	

2 指定NPO法人になるための基準等

指定NPO法人になるための基準等は、次のとおりです。

(詳細については、19ページ以降の「様式・書式記載例（新規申出書類）」の各チェック表をご覧ください。)

1 市内で活動するNPO法人であること

P. 22～P. 23 参照

2 次の(1)又は(2)の公益要件に該当していること

P. 24～P. 37 参照

(1) 次のア及びイを満たす法人であること

ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること
(次の項目について、総合的に判断します。)

- 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること
- 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること
- 受益の機会が一般に開かれていること
- 自主的・自発的に独立して行われていること
- その他、市民の利益に資すること

イ 当該法人以外のものから支持されている実績があること
(次の項目のいずれかに該当すること)

- 一定の寄附の実績があること
- 行政等から支持を受けている実績があること
- 地域の住民、企業等から支持を受けている実績があること
- その他市長が認める実績があること

(2) 神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の条例で指定を受けている法人で市長が 適当と認めたものであること

3 運営組織及び経理が適切であること

P. 38～P. 42 参照

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について、公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理を行っていないこと

4 事業活動の内容が適正であること

P. 43～P. 47 参照

- 宗教活動、政治活動等を行っていないこと
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

5 情報公開を適切に行っていること

P. 48～P. 49 参照

- 事業報告書等ほか定められた書類について、閲覧の請求があった場合に主たる事務所又は市内の事務所において閲覧させること

6 事業報告書等を定められた期限内に所轄庁に提出していること

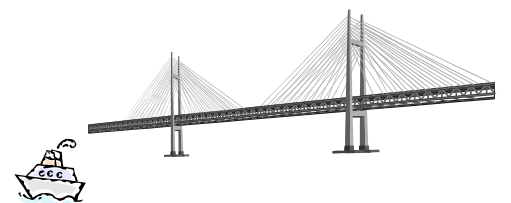
P. 50～P. 51 参照

7 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

P. 50～P. 51 参照

8 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

P. 50～P. 51 参照



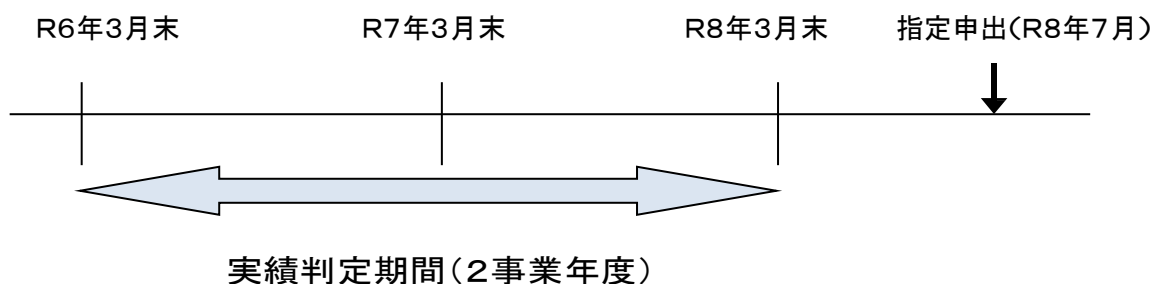
9 実績判定期間中に、1～7^(注)の基準に適合していること

(注) 2(2)及び(初めて指定の申出をする場合は)5の基準は除きます。

※実績判定期間とは

実績判定期間とは、指定NPO法人の基準の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（はじめて指定の申出をするときは2年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例 法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合(新規申出)



10 欠格事由に該当しないこと

P. 52～P. 55 参照

- 役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと
- 役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと
- 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又はその処分の終了の日から3年を経過しない法人でないこと など

3 指定申出の手続について



事前相談について

指定申出をするときは、申出前に事前相談をお願いします。(要予約・随時受付)

※申請書類の作成には留意すべき点が多くありますので、申出をご検討の場合は事前に次ページ記載の連絡先までご連絡ください。



指定の申出の受付について

年2回申出期間を設けています。

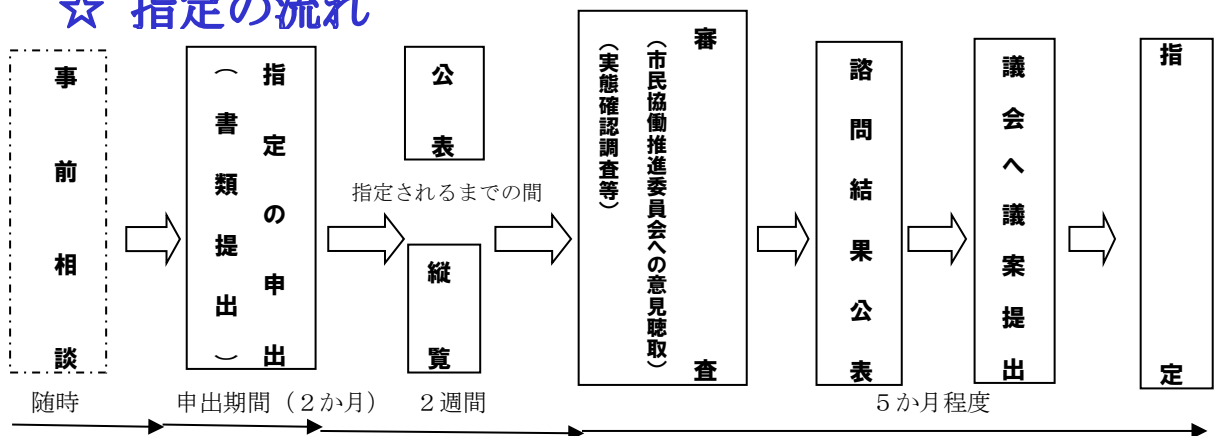
申出期間については、随時、横浜市ウェブサイト（URLは裏表紙参照）でお知らせします。



指定を受けるまでの期間について

指定の申出の締切日から、5～6か月程度かかります。

☆ 指定の流れ



※指定の審査にあたっては、提出書類の市民の方への公開（縦覧）、運営状況の実態確認調査、市民協働推進委員会への諮問、暴力団等の排除を目的とした役員の方の警察への照会などを行います。

☆ 指定までの日程等（予定）

申出期間（書類の提出）	指定の時期	控除対象となる寄附金
令和8年6月1日から 令和8年7月末まで	令和8年12月頃	令和8年1月1日以降
令和8年12月1日から 令和9年1月末まで	令和9年6月頃	令和9年1月1日以降



指定NPO法人の公表について

申出書類の受理後、2週間の縦覧を経て、審査を行います。その際、市民協働推進委員会への諮問結果については、ウェブサイト^(注)への掲載等により公表します。また、指定基準等について適合が認められない法人に対しては、個別に連絡します。

審査結果を受け、議会で申出を行った法人名等を条例別表に記載した、指定NPO法人として条例で定める条例案が可決・成立すると、その条例が施行された日に指定NPO法人となります。議会での採決の結果は、申出を行った法人に対して、個別に連絡します。

また、指定NPO法人になると、ウェブサイト^(注)への掲載等により、①法人名、②代表者の氏名、③主たる事務所及び市内の事務所の所在地、④指定の効力を生じた日、⑤現に行っている事業の概要、⑥特定非営利活動を行う地域を公表します。

(注) 横浜市ウェブサイトのURLについては、裏表紙をご覧ください。



申出に必要な書類の入手について

様式や手引書については、ウェブサイト（URLは裏表紙参照）からダウンロードできます。



書類の提出先

行財政局 共創推進課にご提出ください。

提出方法については、ウェブサイト（URLは裏表紙参照）をご覧ください。

【問合わせ先等】

担当 横浜市 行財政局 共創推進課 電話 045-671-4737 FAX 045-223-2032 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

4 指定後に必要な各種手続等について



書類の提出、備置き及び情報公開等

NPO法人は、定められた期限内に所轄庁へ事業報告書等を提出することや、役員や定款が変更となった場合には、変更届出書を提出する必要があります。

横浜市指定NPO法人として指定された後は、市民税控除される寄附金を受け入れる特典を有することとなることから、これらの手続に加えて、次の手続が必要となります。

■書類の提出

(1) 毎年提出する書類

指定NPO法人は、事業報告書等に加えて、運営組織、経理が適正であることや法令違反がないこと等を説明するため、毎事業年度初めの3か月以内に、次に掲げる書類（指定基準に適合していることを説明する書類等や役員報酬規定等）を横浜市に提出する必要があります。

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書 (第4号様式)	1部	P. 60
② ※1	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	1部	—
③	前事業年度の収益の明細などを記載した書類 (条例第12条第2項第2号に規定する、資金に関する事項、取引の内容に関する事項、寄附者に関する事項、役員等に対する報酬又は給与の状況、支出した寄附金に関する事項、海外への送金等に関する事項を記載した書類)	1部	P. 61-68
④	指定基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ・指定基準チェック表第3表 ・指定基準チェック表第4表(第4表付表1、付表2は不要) ・指定基準チェック表第5表 ・指定基準チェック表第7表 ・欠格事由チェック表	各1部	・P. 38-42 ・P. 43-44 ・P. 48-49 ・P. 50-51 ・P. 52-55

	提出書類	提出部数	参照ページ
⑤ ※2	前事業年度の事業報告書等 ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・年間役員名簿 ・前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	各1部	—

※1 ②の書類については、前回提出時から内容に変更がない場合でも、その旨を記載した書類の提出が必要です。

※2 ⑤の書類については、横浜市認証法人は、別途横浜市に提出している場合、改めて提出する必要はありません。

※3 横浜市の認定も受けている場合は、認定法人として提出する書類と内容が重複する書類の提出は不要です。(指定基準チェック表(第5表)、指定基準チェック表(第7表)及び欠格事由チェック表は必ず提出が必要です。)

(2) 助成金支給実績の報告

指定NPO法人が、他団体等に対し助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる助成の実績を記載した書類を作成し、横浜市に提出する必要があります。

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書(第5号様式)	1部	P.69
②	助成の実績を記載した書類	1部	P.70

(3) 変更時に必要となる届出

指定NPO法人は、現に行っている事業等や役員、代表者の氏名などの変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる届出を横浜市に提出する必要があります。

	変更事項	提出書類	提出部数	参照ページ
①	現に行っている事業の概要 ※1	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式)	1部	P.59
		指定基準(条例第4条第1項第1号及び第3号)に適合する旨を説明する書類 ・指定基準チェック表第1表 ・指定基準チェック表第2表	1部	・P.22-23 ・P.24-37

	変更事項	提出書類	提出部数	参照ページ
②	市内における特定非営利活動を行う地域 ※1	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式)	1部	P. 59
		指定基準(条例第4条第1項第1号)に適合する旨を説明する書類 ・指定基準チェック表第1表	1部	P. 22-23
③	役員の氏名又は住所若しくは居所	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式) ※2	1部	P. 59
		変更後の役員名簿 ※2	1部	—
		役員が欠格事由(条例第6条第1号)に該当しない旨を説明する書類 (役員等氏名一覧表には、新たに就任した役員のみを記載)	1部	P. 52-55
④	代表者の氏名	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式)	1部	P. 59
⑤	定款の変更	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式) ※3	1部	P. 59
		変更後の定款 ※3	1部	—
		定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ※3 (所轄庁の認証が不要な事項の変更時に限る)	1部	—
		定款の変更に係る認証通知書の写し ※3 (所轄庁の認証が必要な事項の変更時に限る)	1部	—
		登記事項証明書 ※3 (定款の変更に係る登記をした場合に限る)	1部	—
⑥	(定款の変更を伴わない)	指定特定非営利活動法人変更届出書 (第3号様式)	1部	P. 59
	主たる事務所又は市内の事務所の所在地	登記事項証明書	1部	—

※1 定款の変更を伴う場合、上記「⑤定款の変更」欄に掲げる提出書類を、併せて提出する必要があります。(「指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)」は、重複して提出する必要はありません。)

※2 横浜市認証法人は、役員の変更等の届出を、別途横浜市に提出している場合、当該書類を提出する必要はありません。

※3 横浜市認証法人は、定款の変更に係る届出又は申請書を、別途横浜市に提出している場合、当該書類を提出する必要はありません。

☆ 合併する場合には

指定NPO法人が合併をする場合には、必要になる手続、提出書類がありますので、必ず横浜市までお問い合わせください。

■備置き及び情報公開

指定NPO法人は、次の書類を作成し、主たる事務所と市内の従たる事務所に備え置くとともに、正当な理由がある場合を除いて、これらの書類を閲覧させる必要があります。

※事務所における書面での閲覧に代えて、電子メール等のインターネットを利用する方法や法人事務所に備え置く電子計算機の画面に表示する方法等により閲覧を行うことが可能です。

※(1) 横浜市においても、法人から提出を受けた同様の書類について、閲覧又は謄写させることとなります。

※(2) 指定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させます。

	備置き・閲覧書類	事務所に備え置き、閲覧させる期間	横浜市中で閲覧又は謄写させる期間
①	指定の申出書に添付した、指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ・指定基準チェック表（第1表～第8表） ・欠格事由チェック表	指定の効力を生じた日から起算して5年間	過去5年間に提出を受けたもの
②	指定の申出書に添付した、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
③	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	
④	前事業年度の収益の明細などを記載した書類 （条例第12条第2項第2号に規定する、資金に関する事項、資産の譲渡等の内容に関する事項、取引の内容に関する事項、寄附者に関する事項、役員等に対する報酬又は給与の状況、支出した寄附金に関する事項、海外への送金等に関する事項を記載した書類）		
⑤	毎事業年度作成する、指定基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ・指定基準チェック表第3表※(2) ・指定基準チェック表第4表（第4表付表1、付表2は不要） ・指定基準チェック表第5表 ・指定基準チェック表第7表 ・欠格事由チェック表		
⑥	前事業年度の事業報告書等 ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・年間役員名簿※(2) ・前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿※(2)		

	備置き・閲覧書類	事務所に備え置き、閲覧させる期間	横浜市で閲覧又は謄写させる期間
⑦	現に行っている事業の概要又は市内における特定非営利活動を行う地域の変更をした場合に横浜市に提出する、指定基準に適合する旨を説明する書類（指定基準チェック表第1表・第2表）	作成の日から5年間	過去5年間に提出を受けたもの
⑧	助成の実績を記載した書類	作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日までの間	
⑨	役員名簿※(2)	役員名簿・定款の閲覧は最新のもの	役員名簿・定款の閲覧又は謄写は最新のもの
⑩	定款		
⑪	認証通知書の写し		
⑫	登記事項証明書の写し		



指定の更新の手続

指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日以後、引き続き、指定NPO法人として活動を行おうとするときは、その9か月前から5か月前までの間の、別途市長が定める期間内に、次ページに掲げる書類を提出し、指定の更新の申出をする必要があります。

☆ 指定の更新手続の目安

指定の効力が生じた日 (例)	指定の期間（初回）	指定の更新手続期間 ※下記の期間のうち、 別途市長が定める期間	寄附金税額控除の 対象となる期間 (参考)
令和8年12月○日	令和8年12月○日から 令和13年12月31日まで	令和13年4月1日から 令和13年7月31日まで	令和8年1月1日から 令和13年12月31日まで
令和9年6月△日	令和9年6月△日から 令和14年6月30日まで	令和13年10月1日から 令和14年1月31日まで	令和9年1月1日から 令和14年6月30日まで
令和9年12月□日	令和9年12月□日から 令和14年12月31日まで	令和14年4月1日から 令和14年7月31日まで	令和9年1月1日から 令和14年12月31日まで

指定の更新を受けるための申出書及び添付書類一覧

書 類 名	提出 部数	参照ページ
1 指定特定非営利活動法人指定更新申出書（第2号様式）	1部	P. 58
2 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表（第1表）	2部	P. 22
指定基準チェック表（第2表） ※次の(1)、(2)のいずれかを選択してください。		
(1) 指定基準チェック表（第2表(1)）	2部	P. 24-25
指定基準チェック表（第2表付表1）	2部	P. 28
指定基準チェック表（第2表付表1参考 事業計画）	2部	P. 29
指定基準チェック表（第2表付表2） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「寄附の実績」を記載する場合のみ添付	2部	P. 30
指定基準チェック表（第2表付表3） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「地域の住民、企業等から支持されている 実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合のみ添付	2部	P. 32
(2) 指定基準チェック表（第2表(2)）	2部	P. 26
指定基準チェック表（第3表） ※表内の(2)は記入不要	2部	P. 38-39
役員の状況（第3表付表1）	2部	P. 40
帳簿組織の状況（第3表付表2）又は監査証明書	2部	P. 42
指定基準チェック表（第4表）	2部	P. 43
役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	2部	P. 45
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	2部	P. 46-47
指定基準チェック表（第5表）	2部	P. 48
指定基準チェック表（第6、7、8表） ※第8表は記入不要	2部	P. 50
欠格事由チェック表	2部	P. 52-54
納税証明書 ※所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町 村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	各1部	—
役員等氏名一覧表	1部	P. 55
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	2部	P. 56
4 直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前 事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の名簿）	2部	—
5 役員名簿	2部	—
6 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）	2部	—

※申出書以外の書類については、別途横浜市に提出している書類の内容に変更がないときは、改めて提出する必要はありません。

※各指定基準等に適合しているかの確認の際には、上記以外の書類を提出頂く場合があります。



寄附者への必要書類の交付等

■寄附金受領書の発行

寄附者が横浜市の個人市民税の税額控除を受けるためには、寄附金を支出した年の翌年の3月15日までに、お住まいの区役所税務課に申告する必要があります。^(注) そのため、寄附金を受け入れた指定NPO法人は、寄附者に対し申告の際に必要な次の書類を交付する必要があります。

【寄附金受領証明書】

寄附金受領証明書には、次の①～⑥の事項記載してください。(72 ページ [参考1 参照](#))

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 法人名、法人印
- ⑥ 横浜市の条例で規定する寄附金（※）であること

※横浜市市税条例第29条の4の3第2項に規定する寄附金

- (注) 1 寄附者が横浜市の個人市民税の税額控除を受けるためには、寄附をした年の翌年1月1日に横浜市に住んでいることが条件となります。
- 2 指定NPO法人が、認定又は特例認定を受けた場合は、寄附者の所得税も控除対象となるため、寄附者は、管轄の税務署で確定申告をすることが可能になります。

■寄附者名簿の作成と保存

指定NPO法人は、地方税法の規定により、事業年度ごとに作成した寄附者名簿を、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所に保存する必要があります。

また、寄附金の税額控除事務のため、毎年3月15日までに、控除対象寄附金受領報告書（寄附者名簿）を横浜市に提出して頂く必要があります。(73 ページ [参考2 参照](#))

【寄附者名簿の提出先】

横浜市 総務局 税務課 課税担当

(住所) 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

(電話) 045-671-2253

5 指定NPO法人に対する監督等

1 指定NPO法人に対する報告及び検査 (条例第16条)

横浜市は、指定NPO法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができます。

また、当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況又は帳簿若しくは書類その他の物件を検査する場合があります。

2 指定NPO法人に対する勧告、命令等 (条例第17条)

(1) 横浜市は、指定NPO法人が指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます。

(2) 横浜市は、上記(1)の勧告を受けた指定NPO法人が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかった場合、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます。

3 その他の事業の停止 (条例第18条)

横浜市は、その他の事業を行う指定NPO法人について、その他の事業から生じた利益が当該指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認められる場合、その他の事業の停止を命ずることができます。

4 指定NPO法人に対する指定の取消し（条例第19条）

(1) 横浜市は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、その指定の取消しの手続を行います。

- ア 欠格事由（52 ページ参照）のいずれかに該当するとき
- イ 偽りその他不正の手段により指定又は指定のための更新を受けたとき
- ウ 更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき
- エ 更新の申出をした場合に指定基準に適合しないとき
- オ 合併の届出があった場合に合併後存続する法人又は合併によって設立する法人が指定基準に適合しないとき
- カ 正当な理由がなく、前ページの2又は3の命令に従わないとき
- キ 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき
- ク 指定NPO法人が解散したとき

(2) 横浜市は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、その指定の取消し手続を行うことができます。

- ア 必要な届出や書類の提出をしなかったとき又は虚偽の届出をしたとき
- イ 指定基準のうち、指定基準チェック表第1表～第5表（22～49 ページ参照）まで又は第8表（50～51 ページ参照）に掲げる基準に適合しなくなったとき
- ウ 正当な理由がないのに、主たる事務所又は市内の事務所において閲覧させるべき書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- エ 主たる事務所及び市内の事務所において備え置くべき書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- オ 前ページの1の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- カ 上記(1)及び(2)のア～オのほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

様式・書式記載例 (新規申出書類)

指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

書 類 名	提出 部数	参照ページ
1 特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）	1部	P. 21
2 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
指定基準チェック表（第1表）	2部	P. 22
指定基準チェック表（第2表） ※次の(1)、(2)のいずれかを選択してください。		
(1) 指定基準チェック表（第2表(1)）	2部	P. 24-25
指定基準チェック表（第2表付表1）	2部	P. 28
指定基準チェック表（第2表付表1参考 事業計画）	2部	P. 29
指定基準チェック表（第2表付表2） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「寄附の実績」を記載する場合のみ添付	2部	P. 30
指定基準チェック表（第2表付表3） ※第2表(1)で「支持されている実績」として「地域の住民、企業等から支持されている 実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合のみ添付	2部	P. 32
(2) 指定基準チェック表（第2表(2)）	2部	P. 26
指定基準チェック表（第3表）	2部	P. 38-39
役員の状況（第3表付表1）	2部	P. 40
帳簿組織の状況（第3表付表2）又は監査証明書	2部	P. 42
指定基準チェック表（第4表）	2部	P. 43
役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	2部	P. 45
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	2部	P. 46-47
指定基準チェック表（第5表）	2部	P. 48
指定基準チェック表（第6、7、8表）	2部	P. 50
欠格事由チェック表	2部	P. 52-54
納税証明書 ※所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町 村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	各1部	—
役員等氏名一覧表	1部	P. 55
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	2部	P. 56
4 直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち、10人以上の者の名簿）	2部	—
5 役員名簿	2部	—
6 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）	2部	—

※横浜市内のみに事務所のある法人は、4～6の書類については、別途、横浜市に提出している場合、改めて提出する必要はありません。

※各指定基準等に適合しているかの確認の際には、上記以外の書類を提出頂く場合があります。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申出日</div> 特定非営利活動法人指定申出書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 100px;"> 登記事項証明書どおりの所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載 </div>		
(申出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒231 - 0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
	フリガナ	トク化エイリカクトウホウジン
	法人の名称	特定非営利活動法人 よこはま
	フリガナ	ヨコハマ タロウ
	代表者の氏名	横浜 太郎
	電話番号	045-×××-××××
	FAX番号	045-×××-××××
	設立年月日	平成22年4月1日
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、同法第314条の7第12項の規定により、申し出ます。		
(現に行っている事業の概要)		
(特定非営利活動に係る事業)		
1 ○○の調査・研究事業		
2 ○○の普及・啓発事業		
(その他の事業)		
1 △△△事業		
(市内における特定非営利活動を行う地域)		
市内全域		
(市内におけるその他の事務所の所在地)		
なし		
(その他の参考事項)		
なし		

定款に記載している事業名を記載

(注意) 法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

(A4)

指定基準チェック表（第1表）

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

指定基準チェック表（第1表）

1 市内で活動する特定非営利活動法人であること

○特定非営利活動法人の活動地域

該当する事業年度を記載

	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
市内で活動する特定非営利活動法人である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活動地域	戸塚区、 港南区	市内全域				市内全域
事業内容	特定非営利活動事業 ○○○事業 その他の事業 △△△事業	特定非営利活動事業 ○○○事業 その他の事業 △△△事業				特定非営利活動事業 ○○○事業 その他の事業 △△△事業

市内で活動している事業（特定非営利活動及びその他の事業）を記載
※定款の記載どおりに記載

○ 記載要領（指定基準チェック表（第1表））

項目	記載要領	備考
判定の対象となる各事業年度	実績判定期間の各事業年度及び申出日の属する事業年度を記載します。	実績判定期間は、直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。
市内で活動する特定非営利活動法人	実績判定期間に該当する各事業年度及び申出日の属する事業年度に、市内での活動の有無を記載します。なお、市内における事務所の有無は問いません。	主に市外で活動を展開している法人であっても、市内において、活動報告会等を開催している場合には、市内で活動していると考えます。
活動地域	市内で活動しているすべての地域を、実績判定期間に該当する各事業年度及び申出日の属する事業年度について、記載します。	
備考（事業内容）	<p>実績判定期間に該当する各事業年度及び、申出日の属する事業年度に、活動しているすべての事業の内容を記載します。</p> <p>事業は、特定非営利活動事業だけでなく、その他の事業についても記載します。</p> <p>※やむを得ない理由により、市内での活動を休止等していた事業年度については、休止等していた旨とその理由について記載してください。</p>	申出書の「現に行っている事業」に記載した事業であることを確認してください。

指定基準チェック表（第2表(1)）

(1)の基準を選択する場合
※県・県内他市町村指定法人以外

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

2 次のいずれかに該当すること

(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

(2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること

(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である

(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	はい ・ いいえ
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	はい ・ いいえ
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	はい ・ いいえ
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	はい ・ いいえ
(オ) その他、市民の利益に資すること	はい ・ いいえ

(備考)

- ・ 該当する一方を囲み、「はい」に該当する項目については、当該項目を満たすことを説明する書類（第2表付表1）を添付してください。
- また、(イ)については、（第2表付表1参考）の事業計画も添付してください。

当該基準は、総合的に判断します。※各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について（P. 34～P. 35）を参照してください。

イ 当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績がある

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業 年度
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
支持されている実 績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	<input checked="" type="checkbox"/> ・無 (行政等)

別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について(P.36~P.37)のうち、該当するいずれかの項目を記載
※各項目の判断基準、確認させて頂く書類についても、併せて同表を参照してください。

○実績の内容

支持されている実績	実 績 の 内 容 等
行政等から支持を受けている実績	<p>[内 容] 横浜市からの委託 横浜市〇〇事業 横浜市〇〇局から委託を受け、地域の方々に対して、〇〇を目的とした、〇〇事業を行っている。</p> <p>[期間等] 委託を受けた事業の実施期間は、〇〇年〇月〇日~〇〇年〇月〇日</p>

(備考)

- ・支持されている実績として、「寄附の実績」を記載する場合は(第2表付表2)を、「地域の住民、企業等から支持を受けている実績(無償ボランティアの実績)」を記載する場合は(第2表付表3)を添付してください。

指定基準チェック表（第2表(2)）

(2)の基準を選択する場合
※県・県内各市町村指定法人

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

2 次のいずれかに該当すること

- (1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること
- (2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること

- (2) 当該特定非営利活動法人が、地方税法 37 条の 2 第 1 項第 4 号又は地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること

【留意事項】

- ① 神奈川県又は神奈川県内の市町村の指定を受けている場合に限りです。
- ② 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。

神奈川県又は神奈川県内の市町村の名称を記載

条例を制定した県又は市町村	神奈川県
条例指定年月日	年 月 日

条例で指定を受けた年月日を記載

(備考)

- ・ 神奈川県又は神奈川県内の市町村の条例により、個人県民税又は市町村民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）等を添付してください。

○記載要領（指定基準チェック表（第2表））

項目	記載要領	備考
(1)ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である	<p>該当する一方を囲みます。 （当該基準は、総合的に判断します。）</p>	<p>各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について（P. 34～P. 35）を参照してください。</p> <hr/> <p>「はい」に該当する項目については、当該項目を満たすことを説明する書類（付表1）を添付してください。 また、(イ)については、（第2表付表1参考）の事業計画も添付してください。</p>
(1)イ 当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績がある	<p>「支持されている実績」については、別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について（P. 36～P. 37）のうち、該当するいずれかの項目を記載します。</p> <p>「実績の内容等」については、その実績の概要について記載します。 「期間等」については、実績の実施期間等について、記載します。</p>	<p>各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表2「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について（P. 36～P. 37）を参照してください。</p> <hr/> <p>支持されている実績として、「寄附の実績」を記載する場合は（第2表付表2）を、「地域の住民、企業等から支持を受けている実績（無償ボランティアの実績）」を記載する場合は（第2表付表3）を添付してください。</p>
(2) 条例を制定した県又は市町村、条例指定年月日	<p>「条例を制定した県又は市町村」については、神奈川県又は神奈川県内の市町村の名称を記載します。 「条例指定年月日」については、条例で指定を受けた年月日を記載します。</p>	

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
<p>地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</p> <p>※次の(ア)～(オ)の項目のうち、満たす項目について説明（自由記述）してください。</p> <p>(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること</p> <p>(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること</p> <p>(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること</p> <p>(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること</p> <p>(オ) その他、市民の利益に資すること</p> <p>【留意事項】</p> <p>(イ)については、(第2表付表1参考)の事業計画も併せて添付してください。</p>	
(ア)	
(イ)	
(ウ)	
(エ)	
(オ)	

(備考)

- ・各項目の判断基準、確認させて頂く書類については、別表1「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について（P.34～P.35）を参照してください。
- ・(ア)「法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること」については、該当する法人の活動（具体的な事業名）、横浜市の計画又は施策等を明記してください。

第2表付表1参考
事業計画

	現在（申出の 事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画	○○に関する 事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額 等	○○に関する 事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額 等	○○に関する 事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額 等	○○に関する 事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額 等	○○に関する 事業 <○○事業> ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者 ・支出見込額 等
収支（寄附金を 含む）の計画	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する 事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する 事業費 ・管理費 ・予備費 等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する 事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する 事業費 ・管理費 ・予備費 等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する 事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する 事業費 ・管理費 ・予備費 等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する 事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する 事業費 ・管理費 ・予備費 等	<収入> ・入会金、会費 収入 ・事業収入 ○○に関する 事業収入 ・寄附金 ・助成金 <支出> ・事業費 ○○に関する 事業費 ・管理費 ・予備費 等
人員体制の 計画	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人	<会員> ○○人 <役員> ・理事 ○人 ・監事 ○人 <職員> ○人 <その他> ○人

第2表付表2

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
-----	----------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

	①	②	③	④	⑤
実績判定期間内の各事業年度	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
年1,000円以上の寄附者の数が100人以上である	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人にあっては名称)及びその住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金から除いていますか。

○実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

	①	②	③	④	⑤	合 計	
年1,000円以上の寄附者の数	90人	120人	人	人	人	A	210人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

$$\frac{\text{実績判定期間の年1,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \quad 210人 \times 12}{B \quad 24月} = \boxed{105人} \geq 100人$$

1 記載要領（指定基準チェック表（第2表 付表2））

項目	記載要領	備考
実績判定期間内の各事業年度	<p>実績判定期間内に該当する各事業年度について記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年1,000円以上の寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」を囲みます。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年1,000円以上の寄附者の数が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項を確認してください（確認後は、□に✓を記入してください。）。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」としている場合は、その下の判断に係る計算は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>(1) 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(2) 貴法人の役員及び役員と生計を一にする者は寄附者の数に含めません。</p> <p>(3) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて1人として数えます。</p>
年1,000円以上の寄附者の数 （実績判定期間内のすべての事業年度において基準を満たしているときは、記載の必要はありません。）	実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が1,000円以上の寄附者の数を、「①」から「⑤」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。	寄附金の判定（会費の取扱い）については、原則、会費は寄附金に該当しません。ただし、対価性が認められない会費は含むものとします。
実績判定期間の月数（実績判定期間内のすべての事業年度において基準を満たしているときは、記載の必要はありません。）	実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

2 注意事項

指定の審査の過程において、年1,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の算出根拠を示す書類の保管をお願いします。

第2表で(1)の基準を選択し、「支持されている実績」として、「地域の住民、企業等から支持されている実績（無償ボランティアの実績）」を記載した場合のみ添付

第2表付表3

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日		
<p>無償ボランティア（法人の役員及び社員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。）の実績は、実績判定期間内の各事業年度中の平均の無償ボランティアの総労働時間数が一定数(400時間)以上であること</p>					
○無償ボランティアの人数・総労働時間					
判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
無償ボランティアの人数	9人	4人	人	人	人
無償ボランティア（全員）の総労働時間（事業年度）	360時間	480時間	時間	時間	時間
合計総労働時間 （①から⑤までの総労働時間） ※(⑥)	840時間		① から⑤までの合計年数（※ ⑦)		2年
無償ボランティア総労働時間（実績判定期間における年平均） （⑥ ÷ ⑦ ≥ 400時間）			420時間		

1 記載要領（指定基準チェック表（第2表付表3））

項目	記載要領	備考
判定の対象となる各事業年度	区分欄「①」から「⑤」欄には、実績判定期間に該当する事業年度を記載します。	
「無償ボランティアの人数」欄	各事業年度において、従事した無償ボランティアの人数を記載します。	
「無償ボランティア（全員）の総労働時間（事業年度）」欄	各事業年度における無償ボランティア全員の総労働時間数（1時間未満切り上げ）を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。

2 注意事項

指定の審査の過程において、無償ボランティアの労働時間数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、労働時間数の算出根拠を示す書類の保管をお願いします。

別表1

「地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っていること」について

項目	判断基準	確認を求める書類等
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<p>当該法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、横浜市の施策の効果を高める、或いは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。</p> <p>※法人の事業が、指定管理事業、委託事業、協働事業又は助成による事業であるときは、横浜市の施策の方向性に沿うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 ・「事業に対応する横浜市の施策」「事業が行政の施策の方向性に沿っているとする理由」を記載した書面 など
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<p>当該法人の人的体制、活動資金の見通し等から、今後、指定を受けている期間における継続的な事業の実施が見込まれること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 ・人員体制の計画 ・各計画について議決した議事録 など <p>※計画については、申出のあった事業年度も含め原則5年間分</p>
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<p>次の a から c のいずれにも該当しないこと。</p> <p>a 受益の機会が公開されていない。 (不当な資格要件等があり、事実上、参加が制限された状態を含む。)</p> <p>※不当な資格要件等： サービスの対価が非常に高額であること、合理的な理由なく条件が付与されていることなど。</p> <p>b 審査・選考の公正性が確保されていない。 (当該事業が審査・選考を伴う場合に限る。)</p> <p>c 定款で定める本来の公益目的とは異なった事業となっている。 ※本来の公益目的と異なった、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていることなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・受益者募集要項 ・パンフレット ・ホームページ ・利用規約 など

<p>(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること</p>	<p>行政等からの委託や助成等を受けておらず、活動を行っていること。</p> <p>※行政等： 国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等 ・事業計画書、活動予算書 （活動資金の詳細がわかる資料） ・パンフレット ・機関誌 ・ホームページ など
<p>(オ) その他、市民の利益に資すること</p>	<p>利益を受ける市民が存在すること。</p> <p>※市民に対する直接的な利益だけでなく、自然環境保護といった間接的な利益も含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・事業計画書 ・パンフレット ・機関誌 ・ホームページ など

「当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるもの」について

項目	判断基準	確認を求める書類等
(1) 寄附の実績	<p>実績判定期間中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>※寄附者の人数の確認、算定方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名及び住所が明らかな寄附者のみを算入 ・生計を一にする者は、1人として算定 ・申出法人の役員及び役員と生計を一にする者は、寄附者数に含めない。 ・月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて1月とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附者名簿 など
(2) 行政等から支持を受けている実績	<p>次のアからオのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 行政等との協働 協働の実施による法人の市内の活動地域における事業の実績</p> <p>イ 行政等からの助成等 助成による法人の市内の活動地域における事業の実績</p> <p>ウ 行政等からの表彰 法人の市内の活動地域における表彰の実績</p> <p>エ 指定管理者、委託 市内の活動地域における指定管理者又は委託事業者としての実績</p> <p>オ その他行政等からの支持の実績 市内における法人の活動に関する行政との共催、後援等を受けた実績等</p> <p>※行政等： 国、神奈川県、県内市町村、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関及び我が国が加盟している国際機関、協議会（事務局が行政であるもの）など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業、助成事業、表彰を受けた事業、指定管理事業、共催事業、後援事業等であることを説明する書類 など

<p>(3) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績</p>	<p>次のアからオのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 自治会町内会からの推薦 市内の活動地域における事業について、自治会町内会との共催事業の実績、自治会町内会からの受託事業の実績、その他自治会町内会から表彰を受けた事業の実績等</p> <p>イ 企業等との協働、企業等からの助成による事業の実績（公益の増進に資するものに限る） 市内の活動地域における事業について、企業との協働事業の実績、企業等からの助成事業の実績、企業等から表彰を受けた実績、その他企業からの後援等支持を受けている実績</p> <p>※企業等： 企業又は団体等（特定非営利活動法人与特殊な関係（一定の金額の株式又は出資を保有する関係にある、役員が兼務しているなど）のある企業等を除く。）</p> <p>ウ 無償ボランティアの実績 無償ボランティア（法人の役員及び社員によるものを除き、実費相当を支給するボランティアを含む。以下同じ。）の実績について、実績判定期間内の各事業年度中の無償ボランティアの総労働時間数が一定数（400時間）以上であること。</p> <p>エ その他地域の住民等からの支持の実績 他の要件と同等以上と考えられる物品等の寄附、場所の提供等を受けていること。</p> <p>オ 中間支援組織から支援を受けている団体（30団体以上。ただし社員である団体は除く。）からの推薦等があること。</p>	<p>ア 自治会町内会の総会の議事録 など</p> <p>イ 協働事業、助成事業、表彰を受けた事業、後援事業等であることを説明する書類 など</p> <p>ウ 無償ボランティアの実績を説明する資料（労働時間に係るタイムカード、管理表等）など</p> <p>エ 寄附、場所の提供等の実績を説明する資料 など</p> <p>オ 団体からの推薦書 など</p>
<p>(4) その他市長が認める実績</p>	<p>(1)から(3)以外の実績により、当該法人が申出を行った場合で、市長が、当該実績について、横浜市市民協働推進委員会の意見を聴いて適当であると認めるもの。</p>	<p>・支持を受けている実績として法人が説明する資料 など</p>

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

3 その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

- (1) 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
 - ア 役員及びその親族等
 - イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- (2) 各社員の表決権が平等であること
- (3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- (4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

(1)

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d ÷ a)
		a	b	c	d	e
①	令和6年4月1日～令和7年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%
②	令和7年4月1日～令和8年3月31日	9人	2人	22.2%	2人	22.2%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		9人	2人	22.2%	2人	22.2%

（備考） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

3分の1以下となっていること

(2)

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第〇条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

定款の条文どおりに記載

「はい」の場合、監査証明書を添付（その場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」の添付は不要）

第3表（次葉）

(3)

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(備考) 該当する一方を囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

(4)

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○記載要領（指定基準チェック表（第3表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1)の各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「a」、「b」及び「d」の各欄に該当する人数を転記します。	
(2)の各欄	該当する一方を囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
(3)の各欄	該当する一方を囲みます。 「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。 ・資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ・仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ・仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ・たな卸表を作成すること ・一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書（※活動計算書でも可）を作成すること ・帳簿書類を7年間整理保存すること	「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」を「はい」とした場合には監査証明書を添付してください。 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」を「はい」とした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
(4)の各欄	該当する一方を囲みます。なお、「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 よこはま	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		9人	9人	人	人	人	9人
最も人数が多い「親族等」のグループ人数		2人	2人	人	人	人	2人
最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	申請時	
横浜 太郎	横浜市中区〇〇	理事長		○	○				○	就任 H22. 4. 1
川崎 一郎	横浜市南区〇〇	理事	NPO 法人 Aの理事	○	○				○	就任 H22. 4. 1
相模原 達夫	横浜市西区〇〇	理事	NPO 法人 Aの理事	○	○				○	就任 H22. 4. 1
東京 京子	東京都大田区〇〇	理事		○	○				○	就任 H22. 4. 1
神奈川 和代	横浜市港北区〇〇	理事		○	○				○	就任 H22. 4. 1
千葉 葉子	横浜市港南区〇〇	理事		○	○				○	就任 H24. 4. 1
埼玉 玉代	横浜市栄区〇〇	理事		○	○				○	就任 H27. 7. 1
茨城 城一	横浜市青葉区〇〇	監事		○	○				○	就任 H22. 4. 1
横浜 浜子	横浜市中区〇〇	監事	理事長 の妻	○	○				○	就任 H28. 7. 1
氏名・住所は住民票の記載どおりに記載										

○ 記載要領（指定基準チェック表（第3表付表1））

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「①」から「⑤」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - a 役員配偶者及び三親等以内の親族
 - b 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - c 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - d b又はcに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - a 特定の法人の役員又は使用人
 - b aに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - c aに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - d aに掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該aに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - e c又はdに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

○直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 よこはま		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	毎日	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年
領収証（控）	複写伝票	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
<div data-bbox="240 1659 799 1771" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人事務所において、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認させていただきます。 </div>			

○記載要領（指定基準チェック表（第3表付表2））

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

指定基準チェック表 (第4表)

法人名

特定非営利活動法人 よこはま

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

(1) 次に掲げる活動を行っていないこと

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成すること

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

(2) その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること

(1)

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(2)

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及び(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○記載要領（指定基準チェック表（第4表））

項目	記載要領	備考
(1)及び(2)の各欄共通	<p>該当する一方を囲みます。</p> <hr/> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <hr/> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び付表2「役員等に対する資産の譲渡等の状況」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。</p>

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(1) 役員等に対する報酬又は給与の支給((2)を除く)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
横浜 浜男	理事長	役員	報酬	令和6年4月1日～ 令和8年7月1日	500,000円
実績判定期間の初日から申出日までの支給について記載				支払総額(支払済額)を記載	

(注2)注1の①～④の内容を具体的に記述します

実績判定期間の初日から申出日までの支給について記載
(令和8年7月1日に申出をした場合)

(2) 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和6年4月1日～令和8年7月1日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
3人(内役員1名)	2,500,000円(500,000円)

パート・アルバイトも含めた実人数・金額を記載
※役員が含まれる場合は、括弧書きで内数を記載

支払総額(支払済額)を記載
※役員への支払額は、括弧書きで内数を記載

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

2 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

実績判定期間の初日から申出日までの内容等を記載

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

実績判定期間の初日から申出日までの内容等を記載

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
関内 星一郎	正会員	〇〇事業・講師謝金	R6. 8. 1	50,000 円	(源泉所得税含む)
桜木 花子	正会員	〇〇事業・講師謝金	R7. 5. 1	50,000 円	(源泉所得税含む)
石川 町子	正会員	ホームページ年間維持手数料	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	100,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

実績判定期間の初日から申出日までの内容等を記載

3 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

4 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

実績判定期間の初日から申出日までの支出について記載

指定基準チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま		
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させること</p> <p>(1) 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>(2) 指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類及び欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>(4) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>(5) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項を記載した書類</p> <p>(6) 事業の概要等に関する変更の届出のうち指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類</p> <p>(7) 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p>			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
(1)	<p>ア 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>イ 役員名簿</p> <p>ウ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>		
(2)	<p>ア 申出書に添付した指定基準（条例第4条第1項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類</p> <p>イ 申出書に添付した欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
(3)	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
(4)	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
(5)	<p>ア 前事業年度について、次の事項を記載した書類</p> <p>(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引 <p>(エ) 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>(オ) 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p> <p>イ 毎事業年度作成する指定基準（条例第4条第1項第4号から第6号まで（第4号イに係る部分を除く）及び第8号に掲げる基準）に適合している旨並びに欠格事由（条例第6条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p>		
(6)	事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準（条例第4条第1項第1号及び第3号）に適合する旨を説明する書類		
(7)	助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類		

○記載要領（指定基準チェック表（第5表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通		<p>「条例」とは、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。）」をいいます。</p>
「同意」欄	該当する一方を囲みます。	
「(5)」欄		<p>ア(ウ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 <p>ア(エ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 c 上記a又はbに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

指定基準チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
-----	----------------

指定基準チェック表 (第6表)

6 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること

各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無

①	②	③	④	⑤
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

指定基準チェック表 (第7表)

7 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令若しくは条例又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

指定基準チェック表 (第8表)

8 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること

事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成22年4月1日
------	------------	-------	-----------

登記事項証明書の
設立年月日を記載

○記載要領（指定基準チェック表（第6表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

○記載要領（指定基準チェック表（第7表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を囲みます。	「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第3表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

○記載要領（指定基準チェック表（第8表））

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 よこはま
<p>次の欠格事由のいずれにも該当していないこと</p> <p>1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(1) 指定特定非営利活動法人が地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 24 年条例第 32 号。以下「条例」という。）第 19 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号を除く。「2」において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 44 条第 1 項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第 1 項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）</p> <p>2 条例第 19 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 44 条第 1 項の認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>4 法第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>5 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの</p> <p>6 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>7 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの</p> <p>8 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの</p>	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第1項各号（第3号から第5号まで、第7号及び第8号を除く。「2」において同じ。）又は第2項各号（第2号（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「2」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(5)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「8」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。「8」において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	条例第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

3	法第67条第1項又は第2項の規定により、法第44条第1項の認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

4	法第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第58条第1項の特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

5	その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

7	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

8	次のいずれかに該当するもの	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

欠格事由 1 から 8 のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申出日

登記事項証明書どおりの所在地・
法人の名称・代表者の氏名を記載

主たる事務所の所在地 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

法人の名称 特定非営利活動法人よこはま

代表者の氏名 横浜 太郎

国税・県税・市税の納税証明書を添付

○ 添付書類

- ・ 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

(添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。)

- ・ 別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。

役員等氏名一覧表

申出日

年 月 日現在の役員

フリガナ(半角) 姓と名の間にスペース	氏名又は団体名(全角) 姓と名の間にスペース	年号(半角小文字) m or t or s or h	年 (半角)	月 (半角)	日 (半角)	性別(半角小文字) 男性:m 女性:f	住所(全角)
ヨコハマ タロウ	横浜 太郎	s	XX	XX	XX	m	横浜市中区〇〇
カワサキ イチロウ	川崎 一郎	s	XX	XX	XX	m	横浜市南区〇〇
サガミハラ タツオ	相模原 達夫	s	XX	XX	XX	m	横浜市西区〇〇
トウキョウ キョウコ	東京 京子	s	XX	XX	XX	f	東京都大田区〇〇
カナガワ カズヨ	神奈川 和代	s	XX	XX	XX	f	横浜市港北区〇〇
チバ ヨウコ	千葉 葉子	s	XX	XX	XX	f	横浜市港南区〇〇
サイタマ タマヨ	埼玉 玉代	s	XX	XX	XX	f	横浜市栄区〇〇
イバシキ キイチ	茨城 城一	s	XX	XX	XX	m	横浜市青葉区〇〇
ヨコハマ ハマコ	横浜 浜子	s	XX	XX	XX	f	横浜市中区〇〇

※年号は明治:m、大正:t、昭和:s、平成:hで記載してください。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

申出日

年 月 日

登記事項証明書どおりの所在地・
法人の名称・代表者の氏名を記載

所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10

法人の名称 特定非営利活動法人よこはま

代表者氏名 横浜 太郎

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名 特定非営利活動法人 よこはま

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場 所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
1 ○○の調査・研究事業	横浜市内の○○課題に関する調査を行う	通年	横浜市内各所	10人	市民(多数)	10万円
2 ○○の普及・啓発事業	○○の普及・啓発のためのイベント開催	○月○日	東京都	10人	市民(多数)	10万円
	市民向けの会報紙	毎月	横浜市内	5人		5万円
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>指定後に、寄附金を充当する予定の事業の内容等を記載してください。 寄附金充当予定額は、現在の寄附収入額を基に算出してください。</p> </div>						

様式・書式集
(指定後の書類)

第2号様式（第11条第2項）

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日 (申出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒
	フリガナ	
	法人の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	設立年月日	年 月 日
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第9条第1項の規定による指定の更新を受けた いので、申し出ます。		
(現に行っている事業の概要)		
(市内における特定非営利活動を行う地域)		
(市内におけるその他の事務所の所在地)		
(その他の参考事項)		

(注意) 法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

(A4)

第3号様式（第12条、第13条）

指定特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日 (届出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒	
	その他の事務所の所在地		
	フリガナ		
	法人の名称		
	フリガナ		
	代表者の氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
次のとおり変更しましたので、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第10条第1項又は第11条第1項の規定により、届け出ます。			
変更年月日	変更事項	変更前	変更後

(A4)

第4号様式（第16条第1項）

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

年 月 日 (提出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒
	その他の事務所の所在地	
	フリガナ	
	法人の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第13条第1項の規定により、役員報酬規程等を提出します。		

(A4)

前事業年度の収益の明細などを記載した書類

(横浜市「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第12条第2項第2号に掲げる書類)

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項

[②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

イ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

ア 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

イ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内 容	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ウ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務提供の内 容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

5 支出した寄附金に関する事項

[⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			円

6 海外への送金等に関する事項

[⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

○ 記載要領（前事業年度の収益の明細などを記載した書類）

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1) 欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2) 欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3) 欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

(1)の欄には当期中に報酬又は給与を支給した役員等について、(2)の欄には給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

第5号様式（第16条第2項）

指定特定非営利活動法人助成金支給書類提出書

年 月 日 (提出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒
	その他の事務所の所在地	
	フリガナ	
	法人の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第13条第2項の規定により、同条例第12条第4項の書類を提出します。		

(A4)

助成の実績を記載した書類

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

指定特定非営利活動法人合併申請届出書

（注意） 記入欄が不足する場合には、別紙を添付してください。

年 月 日 (届出先) 横浜市長	主たる事務所の所在地	〒
	その他の事務所の所在地	
	フリガナ	
	法人の名称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をしましたので、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第15条第1項の規定により、届け出ます。		
法人の名称	主たる事務所及び市内におけるその他の事務所の所在地	現に行っている事業の概要
合併後存続する法人の名称又は合併によって設立する法人の名称		
代表者の氏名		
合併によって消滅する法人の名称		
代表者の氏名		
合併によって消滅する法人の名称		
代表者の氏名		
市内における特定非営利活動を行う地域		
その他の参考事項		

(A4)

寄附金受領証明書(例)

寄附者の住所、氏名
を記載します。

住所 ●●県○○市△△町1丁目1番1号

氏名 神奈川 一郎 様

¥○○○,○○○円

受領した寄附金の額
を記載します。

上記の金額を受領いたしました。

●●年○○月○○日

寄附金を受領した日
を記載します。

横浜市●区○丁目△番×号

特定非営利活動法人 ○○○○ 印

(注)当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、横浜市市税条例第29条の4の3第2項に規定する寄附金であることを証明いたします。

(参考)この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となります。

※寄附金を支出した年の翌年1月1日現在に横浜市にお住まいの方は、お住まいの区役所税務課へこの受領証明書を添付して申告することにより、横浜市の個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

特定非営利活動法人の指定申出等に関する窓口のご案内

■ 事前相談、書類提出窓口

横浜市行財政局共創推進課 NPO法人担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045-671-4737 FAX：045-223-2032

メール：gz-npo@city.yokohama.lg.jp

H P：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/>

横浜市 NPO

検索

※指定申出書類については、事前相談を行っています。

詳細につきましては、「特定非営利活動法人の指定申出・運営等の手引き」7ページをご確認ください。

【案内図】

横浜市 市庁舎
行財政局共創推進課

